

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次	ページ
告 示	
○道営土地改良事業変更計画の決定……………	(農業施設管理課) 1
○土地改良法による国営換地処分……………	(農業施設管理課) 1
○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定……………	(治山課) 1
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………	(治山課) 1
○道路の区域の変更及び供用の開始……………	(維持管理防災課) 1
○道路の供用の開始……………	(維持管理防災課) 2
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………	(維持管理防災課) 2
道人事委員会規則	
○特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則……………	2
○へき地手当に関する規則の一部を改正する規則……………	3

告 示
北海道告示第145号
土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、道営土地改良（つるい中央地区（区画整理））事業の土地改良事業変更計画を定めた。
その関係書類は、北海道釧路総合振興局に備え置いて、平成27年3月4日から20日間、一般の縦覧に供する。
平成27年3月3日
北海道知事 高 橋 はるみ
北海道告示第146号
土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、真狩村真狩地区3工区の換地処分をした。
平成27年3月3日
北海道知事 高 橋 はるみ
北海道告示第147号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成27年3月3日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 解除予定保安林の所在場所 北広島市南の里670の15（次の図に示す部分に限る。）、670の21、670の22
 - 保安林として指定された目的 風害の防備
 - 解除の理由 河川管理施設用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を北海道石狩振興局産業振興部林務課及び北広島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第148号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成27年3月3日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 指定施業要件変更予定保安林 様似郡様似町（次の図に示す部分に限る。）の所在場所
- 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養
- 変更後の指定施業要件
 - 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

様似町（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

 - 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道日高振興局産業振興部林務課及び様似町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第149号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び北海道空知総合振興局札幌

建設管理部に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成27年3月3日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 道路の種類 道道
2 路線名 島松千歳線
3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員	延 長	国道等との重複区間
千歳市北信濃631番10地先から 同市あずさ3丁目641番11地先まで	前	19.75mから 34.14mまで	568.42m	—
	後	18.09mから 34.14mまで	568.42m	—

北海道告示第150号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。
その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び北海道空知総合振興局札幌建設管理部に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成27年3月3日

北海道知事 高 橋 はるみ

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
道道 月形峰延線	美唄市字上美唄3456番1地先から 同市字上美唄4439番1地先まで	平成27. 3. 9 午前10時

北海道告示第151号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成27年3月3日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
寿都樽岸町5（Ⅱ－1－205－758）
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
寿都郡寿都町字樽岸町（次の図のとおり）
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項

次の図のとおり

- 2 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
寿都樽岸町6（Ⅱ－1－206－759）
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
寿都郡寿都町字樽岸町（次の図のとおり）
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
3 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
奥尻奥尻9（Ⅰ－2－520－1558）
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
奥尻郡奥尻町字奥尻（次の図のとおり）
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
4 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
奥尻稲穂1（Ⅰ－2－536－1574）
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
奥尻郡奥尻町字稲穂（次の図のとおり）
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり

（「次の図」は省略し、その図面を関係総合振興局建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）

道 人 事 委 員 会 規 則

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月3日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

北海道人事委員会規則7－1291

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

特地勤務手当等に関する規則（北海道人事委員会規則 7－357）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「者」を「職員及び人事委員会が定めるこれに準ずる職員」に改め、同項ただし書中「当該職員に」を「当該達する日までの間において」に改める。

別表イの表札幌方面管内の項中「日高町本町東 2 丁目」を「日高町宮下町 2 丁目」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の特地勤務手当等に関する規則別表イの規定は、平成27年 2 月18日から適用する。

へき地手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 3 月 3 日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

北海道人事委員会規則 7－1292

へき地手当に関する規則の一部を改正する規則

へき地手当に関する規則（北海道人事委員会規則 7－98）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「にあつては 6 年」を「及び人事委員会が定めるこれに準ずる職員にあつては、6 年」に改め、同項ただし書中「当該職員に」を「当該達する日までの間において」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。
